

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和5年度北九州市補正予算の要領【財政局財務部財政課】

2

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】

11

北九州市告示第 3 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 8 月 9 日付けで専決処分した令和 5 年度北九州市補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 5 年 8 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

令和5年度北九州市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北九州市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ611,327,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		127,716,490	600,000	128,316,490
	2 国庫補助金	31,962,517	600,000	32,562,517
歳 入	合 計	610,727,700	600,000	611,327,700

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健福祉費		182,996,328	600,000	183,596,328
	2 社会福祉費	79,552,364	600,000	80,152,364
歳 出	合 計	610,727,700	600,000	611,327,700

参 考

北九州市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和5年度北九州市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金	127,716,490	600,000	128,316,490
歳入合計	610,727,700	600,000	611,327,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 保健福祉費	182,996,328	600,000	183,596,328	600,000			
歳 出 合 計	610,727,700	600,000	611,327,700	600,000			

2 歳 入

18 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保健福祉費国庫補助金	10,140,176	600,000	10,740,176	1 社会福祉費補助金	600,000	○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	31,962,517	600,000	32,562,517			600,000

3 歳 出

3 歳 保 護 費

2 項 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			節		説明		
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	区 分	金 額			
										一 般 財 源	
										源	
1 社会福祉総務費	21,319,497	600,000	21,919,497	600,000			3 職員手当等	797	社会福祉の一般管理、民生委員活動及び社会援護等に要する経費		
							10 需用費	398			
							11 役員費	2,735			
							12 委託料	38,372			
							13 使用料及び賃借料	2,398			
							18 負担金補助及び交付金	555,300			
計	79,552,364	600,000	80,152,364	600,000					○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業経費 600,000		

北九州市公告第543号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	移動式バスケットゴール 1対
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和6年3月29日
	納入場所	総合体育館（北九州市八幡東区八王寺町4番1号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和3年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午後2時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和5年9月1日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月4日の午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和5年9月11日から同月15日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月19日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年9月19日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		